

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の改正について

令和6年8月1日
内閣府(防災担当)

- 1 内閣府は今般、令和6年8月1日付で「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)」を改正・公布いたしました。
- 2 本改正に当たっては、行政手続法に基づく意見公募手続を実施しませんでした。その旨及び理由は以下のとおりです。
 - 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を見直すものであり、当該告示に定める基準額については、毎年度、物価変動(消費者物価指数の物価スライド及び建設工事費デフレーター等の伸び率等)により所要の見直しを図るものであり、行政手続法第39条第4項第3号に定める「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等」に該当するものである。
 - また、第2条第1項第1号口の「野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、」との記述の改正については、当該記述を現代の避難所の実態に合わせるべく「野外に移動可能な施設、車両等を設置し、」と改めるものであり、改正内容が趣旨・目的を超えて変更されているものではなく、行政手続法第39条第4項第8号に定める「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等」に該当するものである。

問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
電話 03-3503-9394(直通)